

「OMTクーポン事業」期間延長及び取扱事業者登録について

下記事項（対策方針）に基づき、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の徹底に努めながら、村民の健康を守り、かつ、観光事業による経済回復支援に資すること及び事業の適正な執行を目的に、対策方針を定める。

本事業の趣旨であるマイクロツーリズムの観点から、コロナ過においても経済回復支援を継続できる方策を見出し、実施する。

1. 利用可能期間の延長

利用可能期間：令和4年8月31日まで ⇒ 令和5年1月31日まで

※補助金予算が上限に達し次第終了となります。

2. 利用（予約）について

(1) 今回の予約利用可能期間として、令和4年9月1日～令和5年1月20日までの受付を可とする。

(2) 1事業者利用上限の設定。

現在の利用額で100万円を超えている事業者の利用限度額を130万円とする。

その他の事業者については利用限度額を9月から一律30万円とする

※利用限度額に達しなかったなど、利用状況により再度見直しを検討する。

3. 利用済みOMTクーポンの換金申し出期限

令和5年2月10日（金）まで

4. 取扱事業者登録について

(1) 取扱事業者募集期間（9月から1ヵ月間の予定）

(2) OMTクーポン取扱事業者としての対象要件は次に定める事項に該当する者とする。

- ① 令和4年8月31日以前から、村内において本事業の特定取引に係る事業を行っている者。
- ② 大宜味村に住所を有し、大宜味村内において事業を営んでいる個人事業者で事業収入申告を行っている者。
- ③ 法人においては、大宜味村内において事業を営んでおり、大宜味村に法人の設立届を行っている者。
- ④ 新型コロナウイルス感染症への対応として感染拡大を予防する取組を実施できる者。
- ⑤ 事業を行うための必要な法令等を遵守し、かつ、安全管理の体制が整えられている者。
- ⑥ 宿泊業に関しては、旅館業法に基づく営業に関する許可を得ている者。
- ⑦ 令和4年から新規に事業を開始した個人事業主においては、第1号の規定に掲げる事業収入申告は該当できないため、登録までに一般社団法人大宜味村観光協会又は大宜味村商工会に加入している者。

(3) 大宜味村長は、取扱事業者が下記のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

- ① 本事業に関する虚偽の行為が認められたとき。
- ② 取扱事業者が特定取引を実施できなくなったことが認められたとき。
- ③ 前項の募集要項に定めるもののほか、登録の取消について大宜味村長が認めたとき。
- ④ 新型コロナウイルス感染症への対応として感染拡大を予防する取組を実施できる者。
- ⑤ 事業を行うための必要な法令等を遵守し、かつ、安全管理の体制が整えられている者。
- ⑥ 宿泊業に関しては、旅館業法に基づく英偉業に関する許可を得ている者。

(3) 対象外事業者

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に掲げる暴力団
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者
- ③ 特定の宗教又は政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ④ 入札参加停止の措置又は入札参加除外の措置等を受けている者
- ⑤ その他村長が不相当と認める営業を行う者

(4) 取扱事業者の登録方法

取扱事業者の登録を希望する事業者等は、下記書類を大宜味村観光協会へ提出し、承認を得るものとする。

提出書類

- ① 取扱事業者申込書(様式第1号)
- ② 特定取引事業票(様式第2号)
- ③ 事業収入申告のわかる申告書(所得税、村民税等の申告書)の写し
- ④ 宿泊事業者においては、旅館業法に基づく営業許可証の写し
- ⑤ 体験事業者においては、ツアーにおける損害保険証の写し
- ⑥ 通帳の写し

<申請先>一般社団法人大宜味村観光協会

やんばるの森ビジターセンター内

〒905-1318 大宜味村字津波95番地

TEL: 0980-50-5707

承認した事業者等へは、登録事業者No.の記入した取扱事業者登録証を発行する。

事務担当 大宜味村企画観光課観光係 TEL 44-3007

事務受託者 一般社団法人大宜味村観光協会 TEL 50-5707

令和4年 月 日

大宜味村長 宮城 功光